

令和7年度埼玉県家畜（牛）人工授精師養成講習会 開催要領

1 目的

家畜の改良増殖を促進し、畜産の振興を図るため、家畜人工授精師になろうとする者に必要な知識及び技術を習得させる。

2 受講資格

次の(1)又は(2)に該当する者

- (1) 埼玉県内居住者であり、家畜人工授精師免許の取得後、家畜人工授精の業務に従事する見込みの者
- (2) 埼玉県農業大学校の学生

3 開催期間

令和7年12月3日（水）～令和8年3月5日（木）

（うち学科10日間、実習12日間及び修業試験2日間。詳細は、別紙日程のとおり）

4 開催場所

埼玉県農業大学校

埼玉県熊谷市樋春2010番地

（ただし、一般社団法人家畜改良事業団前橋種雄牛センター（群馬県前橋市金丸町312番地）及び家畜改良技術研究所（群馬県前橋市金丸町316番地）における1日間の実習を含む。）

5 対象とする家畜の種類

牛

6 講習の区分

家畜人工授精に関する講習会

7 講習及び修業試験の内容

(1) 講習

ア	学科	畜産概論	4時間
		家畜の栄養	3時間
		家畜の飼養管理	3時間
		家畜の育種	7時間
		関係法規	5時間

	生殖器解剖	5 時間
	繁殖生理	1 3 時間
	精子生理	7 時間
	種付けの理論	4 時間
	家畜人工授精及び	1 7 時間
	家畜人工授精用精液の保存	
イ 実習	家畜の飼養管理	4 時間
	家畜の審査	7 時間
	生殖器解剖	4 時間
	発情鑑定	6 時間
	精液精子検査法	8 時間
	家畜人工授精及び	4 5 時間
	家畜人工授精用精液の保存	

(2) 修業試験

県は、筆記試験及び実地試験を実施し、合格した者に修業試験合格証明書を交付する。

8 受講定員

1 4 名程度

9 受講手続

受講希望者は、受講希望書を県に提出する。県は選考の上、受講者を選抜し、選考結果は全員に通知する。

選抜された者は、受講願書等に手数料を添えて県に申請する。県は願書を審査したのち、受講許可書を本人に送付する。

(1) 受講希望者

ア 受講希望書の提出

受講希望者は、受講希望書（別紙様式 1 号）を電子申請システム又は持参にて提出すること。なお、持参で提出する場合は、住所を明記し 1 1 0 円切手を貼付した定型封筒を併せて提出すること。

・受付期間

令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）～1 0 月 2 4 日（金）

持参の場合は、土、日を除いた 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分に受け付ける。

・提出先

住所地を管轄する家畜保健衛生所（家畜保健衛生所の管轄一覧を参照）
（埼玉県農業大学校の学生は、熊谷家畜保健衛生所に提出すること。）

イ 受講者選考

県は、受講希望書を確認の上、以下の優先順位により受講者を選考する。

なお、受講希望者数が定員数以内であっても、選考の結果、受講不可とする場合もある。

- ① 埼玉県農業大学校の学生
- ② 県内酪農家又は肉用牛農家の経営者及び後継者
- ③ 県内酪農家又は肉用牛農家の従業者

ウ 選考結果の通知

家畜保健衛生所は、畜産安全課による選考結果を令和7年10月31日（金）までに受講希望者に通知する。

なお、受講希望書を電子申請した者には、電子申請システム及び電話で通知し、持参した者には、電話及び書面で通知する。

(2) 受講者選考により選抜された者

ア 受講願書等の提出

受講者選考により選抜された者は、以下の書類を電子申請システム又は持参にて提出すること。

なお、提出方法は受講希望書の提出と同じ方法とすること。

(ア) 提出書類

- a 受講願書（別紙様式3号）
- b 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
- c 科目の一部免除を受けようとする者（家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第24条の2第1項の規定による講習会の受講及び修業試験の免除を受けようとする者）は、大学等で次に掲げる科目を修めたことを証明する書面
〔 畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、生殖器解剖、繁殖生理、精子生理、種付けの理論、家畜の審査及び発情鑑定 〕

※電子申請の場合、cは電子申請システムに添付後、原本を郵送すること。

なお、郵送した原本は返却しない。

※持参で提出する場合、住所を明記し110円切手を貼付した定型封筒を併せて提出すること。

(イ) 受付期間

- ・令和7年11月7日（金）～11月14日（金）

持参の場合は、土、日を除いた8時30分から17時15分に受け付ける。

(ウ) 提出先

住所地を管轄する家畜保健衛生所（家畜保健衛生所の管轄一覧を参照）

イ 受講手数料の納付

受講手数料26,000円は、次の方法で納付すること。

(ア) 電子申請による場合

提出書類を家畜保健衛生所が確認したのちに表示される電子申請システムの案内に従って電子収納にて納付する。

【電子収納で利用可能な支払方法一覧】

- ・クレジットカード(5ブランド)：Visa、Mastercard、JCB、American Express、DinersClub
- ・コード決済(4ブランド)：PayPay、au PAY、楽天ペイ、d払い
- ・Pay-easy（ペイジー）

(イ) 持参による申請の場合

キャッシュレス決済によって納付すること。

※ 持参した窓口での現金による納付はできない。

【キャッシュレス決済で利用可能なブランド一覧】

- ・クレジットカード(5ブランド)：Visa、Mastercard、JCB、American Express、DinersClub
- ・電子マネー(3ブランド)：nanaco、WAON、楽天Edy
- ・コード決済(4ブランド)：PayPay、au PAY、楽天ペイ、d払い

ウ 受講許可

受講許可通知は、令和7年11月25日（火）までに申請者に通知する。

なお、受講希望書を電子申請した者には、電子申請システム及び電話で通知し、持参した者には、電話及び書面で通知する。

10 受講に当たっての順守事項等

- (1) 受講者は、家畜伝染病防疫対策として、次の項目を厳守すること。

ア 海外から帰国後7日以内の者は、受講することができないので、渡航予定がある場合は希望調書に必ず予定を記入すること。

イ 駐車場は別途用意するので、農業大学校及び農業技術研究センターの駐車場は使用しないこと。

ウ 石灰を散布してある通路では、必ず石灰の上を通ること。

エ 建物に入る前に踏込消毒で靴底を消毒すること。

オ 決められた場所以外には立ち入らないこと。

- (2) 受講者は、会場となる建物、使用物品等に損害を及ぼさないこと。

- (3) 受講生は、講習会を受講するにあたり、宿泊を必要とする場合は、各自で宿泊施設を準備すること。

- (4) 講習期間中に発熱等がある場合は受講をご遠慮いただく場合がある。

11 その他

- (1) 講習会で使用するテキストは、講習会の初日に開催場所において販売する。
(税込み9,000円、振込用紙を配布するので、各自で振り込むこと。)

- (2) 受講を許可された者は、次の物を実習までに準備すること。（全て新品を準備すること）

ア 長靴

イ 作業着（つなぎ）

ウ 直検衣

エ 帽子

- (3) 受講許可を受けた者で、特別な理由により受講を辞退する場合は、別紙様式第4号「家畜人工授精師養成講習会受講辞退届」を、住所地を管轄する家畜保健衛生所長に電子申請システム又は持参により提出すること。
- (4) 本要領に定めのない事項は、埼玉県家畜人工授精師養成講習会規程による。

家畜保健衛生所の管轄一覧

名称及び連絡先	管轄区域
中央家畜保健衛生所 畜産支援・安全対策担当 さいたま市北区別所町107-1 電話 048-663-3071	北足立郡（さいたま市、川口市、鴻巣市、 上尾市、草加市、蕨市、戸田市、 朝霞市、志木市、和光市、新座市、 桶川市、北本市、伊奈町） 南埼玉郡（春日部市、越谷市、久喜市、 八潮市、蓮田市、白岡市、宮代町） 北葛飾郡（三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、 松伏町）
川越家畜保健衛生所 畜産支援・安全対策担当 川越市石田152 電話 049-225-4141	入間郡（川越市、所沢市、飯能市、狭山市、 入間市、富士見市、ふじみ野市、 坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、 三芳町、毛呂山町、越生町） 比企郡（東松山市、滑川町、嵐山町、 小川町、ときがわ町、川島町、 吉見町、鳩山町）
熊谷家畜保健衛生所 家畜防疫担当 熊谷市円光1-8-30 電話 048-521-1274	秩父郡（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、 小鹿野町、東秩父村） 児玉郡（本庄市、美里町、神川町、上里町） 大里郡（熊谷市、深谷市、寄居町） 北埼玉郡（行田市、加須市、羽生市）